

ふるさと寄附金管理等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡県ふるさと寄附金管理等業務の委託業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 静岡県ふるさと寄附金管理等業務
- (2) 業務内容 別添「ふるさと寄附金管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに
- (3) 履行場所 静岡県
- (4) 契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行期間 令和6年9月1日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額

- (1) 見積の前提（想定寄附額、件数等）

寄附額、件数の数値は、積算のため令和6年度目標額や令和5年度実績等を基に推計した参考値です。

	合計	うち その他サイト分 9～3月
ア 寄附額	2,500,000千円	1,556,000千円
イ 件数合計 (うちさとふる分) (うちその他サイト分) ※	122,000件 (33,000件) (89,000件)	103,000件 (28,000件) (75,000件)
A うちワンストップなし	73,200件	61,800件
B うちワンストップあり	48,800件	41,200件
C Bのうち紙申請	22,020件	18,600件
D Bのうち電子申請	22,020件	18,600件

※ さとふる経由で受け付けた寄附に対する寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書も、本業務の対象とする。

- (2) 見積限度額

見積限度額：115,200千円（税込、返礼品の調達額及び返礼品の発送料を除く）

※寄附額の合計額に**7.4%**を乗じて得た額

なお、見積限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (6) 令和 2 年度以降、1 団体単年度で 25 億円以上のふるさと寄附金を受け入れた地方公共団体から、その年度において、返礼品の調達、配送管理業務を受注した実績があること。

5 選定スケジュール

内容	期間	備考
(1) プロポーザル実施要領等の配布	令和 6 年 3 月 21 日（木）～ 令和 6 年 4 月 4 日（木）	
(2) 参加申込書等の提出	令和 6 年 4 月 5 日（金）	各 1 部
(3) 質問受付期限	令和 6 年 4 月 12 日（金）	
(4) 質問への回答予定日	令和 6 年 4 月 19 日（金）	
(5) 企画提案書の提出	令和 6 年 4 月 26 日（金）	各 8 部
(6) 審査会 （プレゼンテーション）	令和 6 年 5 月 7 日（火）～ 令和 6 年 5 月 8 日（水）	
(7) 審査結果通知発送	令和 6 年 5 月 15 日（水）	
(8) 受託候補者との 調整・見積執行	令和 6 年 5 月 15 日（水）～ 令和 6 年 5 月 31 日（金）	
(9) 契約締結	令和 6 年 5 月 31 日（金）	

6 プロポーザル実施要領等の配布

本委託業務に係るプロポーザル実施要領及び関係書類は、静岡市ウェブサイトに掲載する。

7 参加申込手続き

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 直近1年の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- エ 納税証明書（コピー可）
 - ・国税：「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書及び固定資産税納税証明書
- オ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式3）
- カ 他自治体での受注実績（様式4）

(2) 提出先

郵送又は直接持参（紙媒体で各1部）

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所10階
静岡市財政局財政部財政課 資金係

(3) 提出期限

令和6年4月5日（金） 17時まで

8 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式5）を令和6年4月12日（金）17時までに電子メールで提出すること。

(2) 質問書の提出先

メールアドレス：shizuokashi-furusato@city.shizuoka.lg.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問及びその回答は、静岡市のWEBサイトに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定にあたって公平性を保つことができないと判断した場合は、回答しないことがある。

(4) 質問への回答予定日

令和6年4月19日（金）

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書一式 企画提案書作成要領に掲げる項目を含めること。
- イ 参考見積書（様式6）

(2) 提出先

郵送又は直接持参（紙媒体で8部）

〒420-8602 静岡県静岡市葵区迫手町5番1号 静岡市役所10階
 静岡市財政局財政部財政課 資金係

(3) 提出期限

令和6年4月26日(金) 17時まで

10 選定、審査及び評価について

(1) 選定及び評価の方法

評価に当たっては、参加申込時に提出した様式及び企画提案書に係るプレゼンテーションの内容を、ふるさと寄附金管理等業務プロポーザル審査会において、下表「ふるさと納税管理等業務の評価基準（以下、評価基準という）」に基づき公平かつ厳正に総合的な評価を行う。

委託候補者の選定については、合計得点が最も高い事業者を選定する。最高得点事業者が同点で複数いる場合は、評価基準において、「5 寄附額増加の取組」、「2 中間業務の確実性」及び「3 中間業務の質の向上、効率化等」の合計、「4 委託金額の見積額」、「1 業務実績」の順に、各項目で得点の高い者を選定する。

全ての項目においても同点の場合は、後日、くじにより候補者を決定する。

<ふるさと納税管理等業務の評価基準>

全項目について、提案内容に応じ、配点の範囲内で段階評価を行う。

大項目	小項目	配点
1 業務実績		10
	(1)【類似の実績】同様、類似の業務を、寄附受入額の多い自治体から受託した実績がある。	5
	(2)【他自治体での寄附額増】他自治体で、寄附額を大幅に増加させた実績がある。	5
2 中間業務の確実性		25
	(1)【在庫、配送管理】在庫、配送管理を適切に実施することができる。	5
	(2)【配送コストの削減】配送コストの削減に取り組む提案となっている。	5
	(3)【寄附金受領証明書等の発送】寄附金受領証明書等の書類を適切に発送することができる。	3
	(4)【ワンストップ特例申請】ワンストップ特例申請の受付、取りまとめを適切に行うことができる。	3
	(5)【寄附者への対応】寄附者からの問い合わせや苦情、相談に対し、適切に対応することができる。	3
	(6)【事業者への対応】返礼品提供事業者に対し、適切に支援することができる。	3
	(7)【既存受託者との切替】既存受託者との切替を適切に行うことができる。	3

3 中間業務の質の向上、効率化等	5
(1)【大項目2以外の中間業務の取組】大項目2以外に、寄附者へのサービスの質の向上や、業務の効率化などにつながる取組を行うことができる。	5
4 委託金額の見積額	20
5 寄附額増加の取組	40
(1)【現状分析】現状を的確に分析したうえで、的確な目標を設定し、寄附拡大につながる戦略となっている。	5
(2)【広報、プロモーション】効果的かつ具体的な広報、プロモーションを提案している。	10
(3)【リピーター確保】リピーター確保に向けた取組が提案されている。	5
(4)【地域活性化起業人】地域活性化起業人を派遣し、中間業務と連携した効果的な活用策が提案されている。	5
(5)【返礼品の拡充】効果的かつ具体的な返礼品の拡充方法が提案されている。	5
(6)【返礼品の開発】魅力的な返礼品の開発方法が提案されている。	5
(7)【その他】その他、効果的な寄附額増加の取組が提案されている。	5
合計	100

(2) 審査及び評価の概要

①書類審査

参加申込時に提出した様式及び企画提案書の審査及び評価を行う。

②プレゼンテーション審査

企画提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、提案内容を審査及び評価する。

ア 持ち時間は1事業者当たり30分程度（説明20分、質疑応答10分）とする。

なお、1事業者当たり3名までの参加とする。

イ プレゼンテーションに当たっては、提出した様式及び企画提案書に基づき説明を行うこと。なお、「評価基準」大項目1～3については、ポイントを絞って説明を行うこと。

ウ 事業者のプロジェクト責任者（プロジェクトリーダー）が主に説明を行うこと。

エ 参加申込時に提出された様式や企画提案書以外の追加資料の使用は認めない。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して電子メールで結果のみ通知するとともに、静岡市公式ウェブサイトへの掲載により委託候補者のみ公表する。

11 問い合わせ先

静岡市財政局財政部財政課 資金係

電 話 054-221-1536

F A X 054-221-1749

メール shizuokashi-furusato@city.shizuoka.lg.jp